

検査報告掲記事項是正処理状況調書

この調書(様式(1)～(3))は、7月31日現在において、既年度の検査報告に掲記された不当事項に関し、府省等又は団体で行っている是正処理(検査報告作成後の事情により、是正処理の着手前又は処理遂行中に債権等の額の全部又は一部について行った減額処理を含む。以下同じ。)について作成すること。

ただし、前回までの調書において次の各号に該当するものとして記載したものについては、作成を要しないものとするが、直近の検査報告掲記事項については、次の各号に該当するものがあったとしても作成すること。

- ① 是正処理が完結したもの
- ② 事案の性質上指摘金額の全額について是正の方途がないと認められるもの
- ③ 事案の性質上指摘金額の一部について是正の方途がないと認められるもので、当該金額を除く全額について是正処理を了したもの

様式(2) 是正の方途がないと認められるものの一覧表

府省等又は団体名

(単位:円)

府省等 又は 団体名	検査報告の掲記状況					指摘金額 (A)	(A)のうち是正の 方途がないもの (B)	是正の方途がないと認められるとした理由及び再発防止のために講じた具体的な措置	
	年度		態様	番号	件数				件名
	元号	年数							
	計								

- 備考
- 1 直近の検査報告に掲記されている事案のうち、(1)の表の「(A)のうち是正の方途がないもの(B)」欄に該当がある場合に作成すること。
 - 2 「府省等又は団体名」、「検査報告の掲記状況」、「指摘金額(A)」、「(A)のうち是正の方途がないもの(B)」の各欄は、(1)の表から転記すること。
 - 3 本表は、府省等又は団体別にそれぞれ別葉とすること。

